

別表（第3条・第4条関係）

補助対象設備等、補助対象施設、交付要件、補助金の額

補助対象設備等	補助対象施設	交付要件	補助金の額 (補助率)
<p>太陽光発電設備 (自家消費型)</p>	<p>ア 宿泊施設 (旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営む法人が設置する施設のうち、本市に設置する宿泊施設であつて、同法第3条の許可を受けたもの。ただし、客室数が10室未満のもの及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する営業に供するものを除く。以下同じ。)</p> <p>イ 私立学校 (私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が、学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項の規定による認可を受けて、本市に設置する学校。以下同じ。)</p> <p>ウ 民間保育所等 (児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園及び同条第7項に規定する幼保連携型認定こども園のうち、本市に設置するものであつて、設置及び運営の主体が民間事業者であるもの。以下同じ。)</p> <p>エ 民間社会福祉施設 (本市との協定に基づき運営される民間福祉避難所施設及び民間指定避難所施設に限る。以下同じ。)</p> <p>オ 交通関連事業施設 (鉄道・バス※1・タクシー※2事業者の事業用資産(例: 駅舎、車庫、事務所等)のうち、市内に所在するもの。以下同じ。)</p> <p>※1 奈良県バス協会加盟事業者に限る。 ※2 奈良県タクシー協会奈良市部会加盟事業者に限る。</p>	<p>国実施要領 別紙2 2 重点対策加速化事業 (2) 交付対象事業の内容 ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (ア) 太陽光発電設備(自家消費型) の交付要件のとおり ※PPA、リースによる設置も可能とする。</p>	<p>① 太陽光発電設備容量1kW当たりの補助金の対象となる経費(消費税等仕入控除税額を含む。)が、23万円以上の場合 15万円×太陽光発電設備容量(kW)</p> <p>② 太陽光発電設備容量1kW当たりの補助金の対象となる経費(消費税等仕入控除税額を含む。)が、23万円未満の場合 15万円×A/ 23万円×太陽光発電設備容量(kW)</p> <p>A: 太陽光発電設備容量1kW当たりの補助金の対象となる経費(消費税等仕入控除税額を含む。)</p>

	<p>カ 第一種エネルギー管理指定工場等及び第二種エネルギー管理指定工場等（上記アからオまでに該当するものを除く。） （エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第10条第2項の規定による第一種エネルギー管理指定工場等又は同法第13条第2項の規定による第二種エネルギー管理指定工場等のうち、市内に所在するもの。以下同じ。）</p>		
<p>太陽熱利用設備 （太陽熱温水器）</p>	<p>ア 宿泊施設 イ 私立学校 ウ 民間保育所等 エ 民間社会福祉施設 オ 交通関連事業施設 カ 第一種エネルギー管理指定工場等及び第二種エネルギー管理指定工場等（上記ア～オを除く。）</p>	<p>国実施要領 別紙2 2 重点対策加速化事業 （2）交付対象事業の内容 イ 地域共生・地域の裨益型再エネの立地 （ケ）熱利用設備の交付要件aのとおり</p>	<p>補助金の対象となる経費の2/3 ※補助金の対象となる経費は、消費税等仕入控除税額を控除したものに限る。</p>
<p>高効率空調機器への更新</p>	<p>ア 宿泊施設</p>	<p>国実施要領 別紙2 2 重点対策加速化事業 （2）交付対象事業の内容 ウ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 （チ）高効率換気空調設備の交付要件aのとおり</p>	<p>補助金の対象となる経費の1/2 ※補助金の対象となる経費は、消費税等仕入控除税額を控除したものに限る。</p>